

政策資料

No.299 《復刊194号》
1991年8月1日

巻頭言 村山富市 1

〈特集〉

「党改革のための基本方向」
について 2
— 政治の改革と日本社会党の責任 —

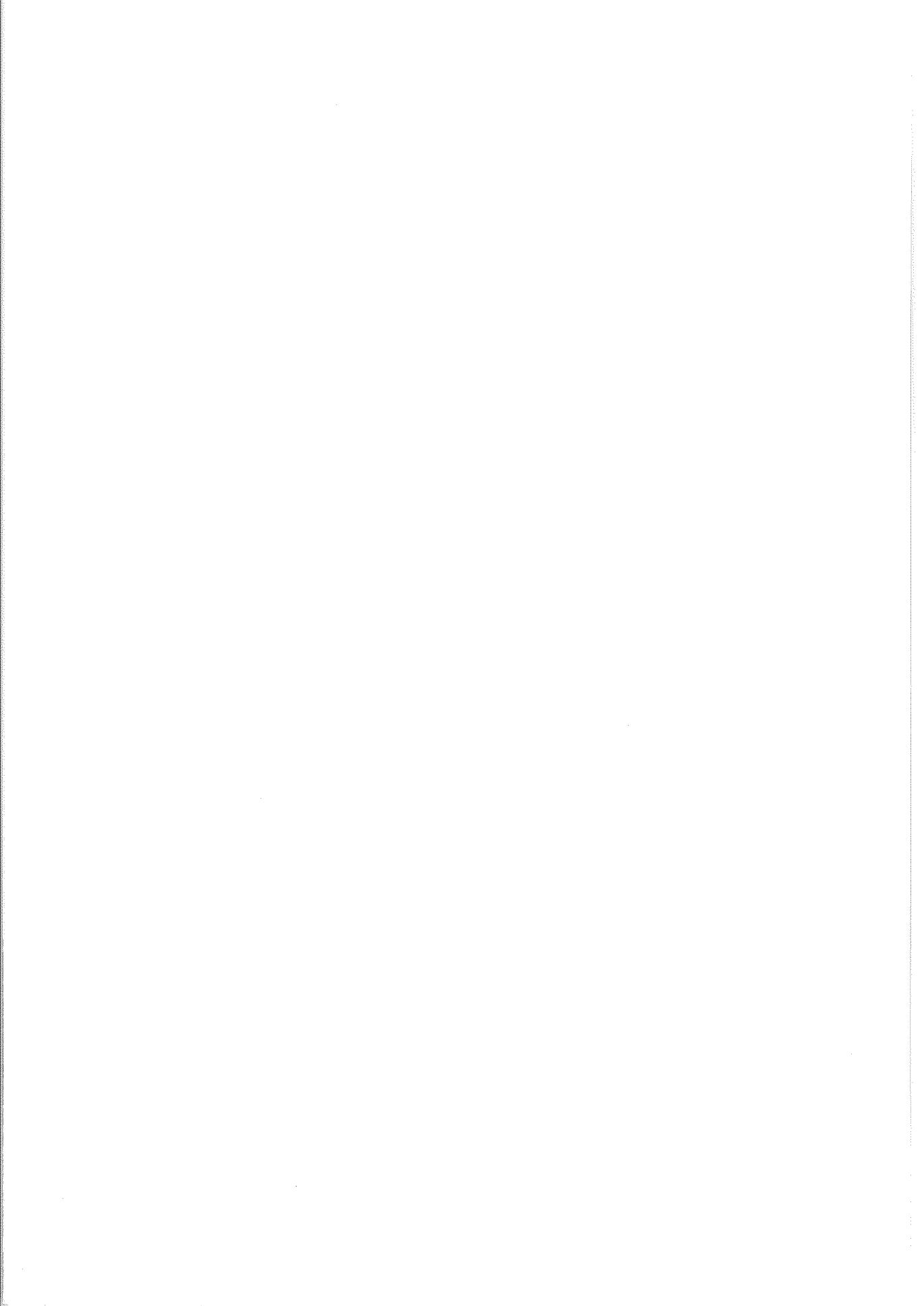
〈資料〉

- 長崎県の雲仙火山災害対策についての
緊急申し入れ 10
- 長崎県の雲仙火山災害対策についての
申し入れ 10
- 申し入れ（コメ問題） 11
- 申し入れ（コメ問題） 12
- 1991年生産者米価等に関する
申し入れ 13
- 1991年生産者米価並びに麦策振興に
関する申し入れ 13

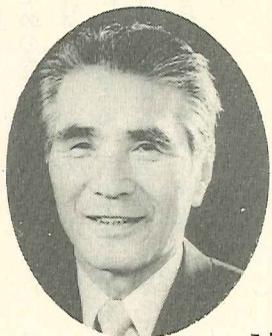
- 林木育種場の再編整備計画についての
申し入れ書 14
- 国連の平和維持活動（P.K.O.）に対する
国民の合意形成に関する申し入れ 15
- 談話（第8次選挙制度審議会答申につ
いて） 16
- 談話（－行革審第1次答申について－） 16
- 1992年度予算概算要求基準について
(談話) 17

今日の焦点

- 選挙制度について 伊藤安博 19



卷頭言



リーダーシップの確立を

村山富市

政策審議会副会長

「政治の改革と日本社会党の責任」と銘打った改革委員会の報告は、中央執行委員会で了承され毎々七月末の臨時全国大会に提案される運びとなった。この改革案に対し各方面から様々な意見があるのは当然だが、短い期間にまとめあげた改革委員会のみなさんのご苦労に対し心から敬意を表したい。

一昨々年の参議院選挙で与野党逆転をなし遂げ、七ヵ月後の衆議院選挙で自民党に過半数議席を許したもの。社会党も躍進した。しかし、野党のなかで議席を大幅に伸ばしたのは社会党だけである。その原因は、俗にいわれる三點セットの風に加えて、野党第一党の社会党に政治を変える力を期待したものであり、更に土井委員長の

出現が、政治に発言権を求めていた多くの女性に参加の機会を与えた。社会党に新しい風をつくりだす大きな力となしたことによると思われる。

しかし、その後の社会党は、逆転した参議院の政治状況を有効に活用できなかつたばかりでなく、

自公民」という流れのなかで社会党の存在すら問われかねない取り組みのまづさから、ことごとく国民の期待に背く結果となり、そのうえ、東京都知事選挙にみせたていならくは一層失望を与える結果となつた。統一地方選挙敗北の原因である。これまで党は、各級選挙で敗北するたびに、厳しい総括がなされ、改革方針が決定され、役員が責任をとつて総辞職すると

示されている。これから臨時党大会の成功にむけて、党改革への処方箋を更に検討、議論を重ねて新しい政治の展望を切り開く責任をもつた政党として、党再生への門出となる歴史的大会としなければならない。

失われた国民の信頼を回復し、期待をとりもどすために、いま、党にとって最も必要なことは、責任をもつた強力なリーダーシップの確立と、それを支え協力し合う同志的な党風をつくりあげることである。これまで党は、各級選挙活動など総ての分野で、国民に対し責任をもつて積極的に応えることのできる力強いリーダーシップの確立が、政権党をめざす党にとって何よりも必要なことではないか。同じことの繰り返しはもう許されない。

(むらやまとみいち・衆議院議員)

議論が展開される。しかし、ひとたび決定されてしまうとその方針書は書棚に入れられたままになってしまいます。決定した方針を実践し行動にうつす責任をもつたリーダーシップが党全体のなかに欠如している。この党の体質を変えない限り、国民の信頼も得られないし、まして政権党など望むべくもない。

「いま、われわれはかつて経験したことのない厳しい状況に立たされている」という認識のもとに決定されるであろう改革方針を単なる画餅にしてはならない。党員は党の決定に責任をもち、党役員は党員の指導や活動に責任をもつという党の体質をつくることが党改革の前提として最も必要なことではないか。党が、党務、政務、政策活動など総ての分野で、国民に対して責任をもつて積極的に応えることのできる力強いリーダーシップの確立が、政権党をめざす党にとって何よりも必要なことではないか。同じことの繰り返しはもう許されない。

特集

「党改革のための基本方向」について

一九九一・六・二七

—政治の改革と日本社会党の責任—

日本社会党中央執行委員会

目 次

- 一、はじめに
- 二、どこに問題があったのか
- 三、何のための党改革なのか
- 四、社会党はいま、かわる
- (1) 国民の目にみえる、活力ある国会へ
- (2) 基本政策の具体的な展開
- (3) 政権を担う党務機構の確立
- 五、むすび

で、党改革委員会の「党改革委員会報告—政治の改革と日本社会党の責任」を了承し、「党改革のための基本方向について」(案)として、第五十七回臨時全国大会の議案とすることを決定しました。これをもとに全党が新しい党をつくる気概で改革論議を深め、政権を担う党づくりに全力を擧げることを要請します。

1、いま、われわれはかつて経験したことのない厳しい状況に立たされている。
われわれは今回の統一自治体選挙を分権・自治・参加の地方政治の確立とともに、政権交代の基盤づくりにとって重要な選挙であると位置づけ、全党あげて闘い抜いてきた。しかし、その結果は、二千万支持者の結集中では公認候補者の当選者数で、過去最低とい失敗したにとどまらず、道府県議会議員選挙では敗北を喫した。この敗北から一日も早く立ち直り、国民の信頼を回復するためには、国民とともに、日本の政治を改革していくという強い決意が必要である。

われわれには、いまあらゆる既成観念、経験的枠組みの思考にとらわれない大胆な発想の転換が求められている。内外の変化・変動に敏感に対応するためには、全党が一致して、新しい党をつくる気概で党の改革を進めなければならぬ。その党改革の成功によってのみ、再び国民の支持を回復することができる」と確信する。

2、党改革委員会は、「従来の『党再建論議』すなわち、選挙技術上の欠陥是正、政策活動と足腰の強化、党勢の拡大などの論議にとど

まらず、日本の政治をどうするのか、そのもとの社会党の政治的役割はどうあるべきか、政党の今日的な存在理由は何か、政界再編成、国の政策決定にどうリーダーシップを發揮するのか、など大局に立った視点から論議を進める」（統一自治体選挙の総括の視点＝中央執行委員会）との立場で党的政治姿勢、基本政策から本部書記局の日常業務の処理の方にいたるおよそすべての領域、項目にわたって論議を深めてきた。とくに、①従来から指摘され、自ら認識したきた欠陥が何故改革できなかつたのかの解説、②他党からの批判やマスコミの論評を率直に受け止めるとともに、国民の党を見る目的に応える——を柱に真剣な論議を積み上げてきた。

3、党改革の方向は、まず当面する臨時国会を通じて、国民からみて「社会党がかわってきただ」と認められる政局への対応から始める。このためには、分かりやすい国会対策と、責任政党としての政局運営に臨むとともに、直面した政治改革やPKOに対する政策を迅速に立案し、国民に提示する。さらに、それらの政策決定過程の明確化を進める。われわれは政権交代をめざす新しい理念・目標のもとに、基本政策の新たな深化・発展を図る。臨時全国大会における全党の合意のもとに、シヤドーキャビネットを発足させ、政務と党務の責任を明確にし、党的国会活動、政権党と

の政策論争を活性化させる。また政策立案の能力アップ、選挙に勝つ地域に根ざした強大な党をめざし、本部党務機構を再編強化して効率的かつ機能的な運営に着手する。来年の参議院選挙は、党的存在をかけて闘う。このため党はその勝利に向けて、他野党勢力・連合との選挙協力、政策協定を含めた選挙態勢づくりを最重点運動課題として進める。これららの改革と運動を着実に実行しつつ、次の定期全国大会の承認を経て、新宣言の深化・発展に向けた改正作業のための委員会を設置する。

われわれは、この報告に掲げる改革課題を党が着実に実行に移すことを期待し、それを日常的に督励・促進するための党改革フォローアップ機関の設置を要請する。われわれは、たえざる党改革を通じて国民の支持を再び党に結集し、来年の参議院選挙の勝利の態勢を築き上げ、自民党政治に代わる国民の求める新しい政治の展望を切り開く。

二、どこに問題があつたのか

4、四年前の統一自治体選挙とその後の都議選、参議院選、総選挙を通じてわれわれは大きく躍進し、参議院では与野党逆転が実現した。この躍進は政治腐敗、消費税強行、農政の破綻という「三点セット」にみられる自民

党政治へ反発した国民の選択であった。その後、政治をとりまく環境は大きくかわった。若返りによる海部内閣のイメージ・アップ、日米構造協議を一応、乗り切つたこと、さら参議院選挙は、党的存在をかけて闘う。このため党はその勝利に向けて、他野党勢力・連合との選挙協力、政策協定を含めた選挙態勢づくりを最重点運動課題として進める。これららの改革と運動を着実に実行しつつ、次の定期全国大会の承認を経て、新宣言の深化・発展に向けた改正作業のための委員会を設置する。

われわれは、この報告に掲げる改革課題を党が着実に実行に移すことを期待し、それを日常的に督励・促進するための党改革フォローアップ機関の設置を要請する。われわれは、たえざる党改革を通じて国民の支持を再び党に結集し、来年の参議院選挙の勝利の態勢を築き上げ、自民党政治に代わる国民の求める新しい政治の展望を切り開く。

冷戦後の新しい世界秩序の形成と日本の安全保障政策をはじめ自民党の対外政策の基本姿勢を問う世論も高まっていた。

5、党は、野党結集のリーダー・シップを欠き、この国民の世論に十分に応えることができなかつた参議院選挙で与野党を逆転させた国民の期待に反し、政治の改革の実態がみえず、国民連合政権に対する不安が形成された。消費税、政治改革、選挙制度改革、国際貢献策、格差と不公正を是正する政策・制度に対しても政府にかわる対案の策定に立ち遅れた。自衛隊の海外派兵につながる国連平和協力法案を廃棄に追い込んだものの、その後の国会

では国民の共感を呼ぶ論戦に欠け、国際貢献策や消費税という国の重要な政策決定過程では適切な選択と政治的決断ができなかつた。かくして政治の舞台における党的存在感を希薄なものにし、党的現実の政治処理能力に対する疑念を抱かせることになつた。

高度情報化社会のもとでは政党、政治、政策に関する情報がテレビ、新聞、雑誌などの媒体を通じて発信され、国会での党的質問、政策選択、政治姿勢、都知事選をめぐる動向も全国に伝えられた。これが「社会党的イメージ」を大きく低下させた。この間の一連の「公聴会」を通じて、今回の選挙の敗北の要因として「国民・有権者と社会党とのズレ」が数多く指摘された。これは国民意識の変化や動向の情報を組織的・客観的に把握し、統一自治体選挙の政策や選挙活動に十分に生かすことができなかつたことの結果である。

6、東京都知事選挙の惨敗は、全国民の失望と不信を招き、党的イメージ・ダウンを加速させた。保守中道の分裂という好機にもかかわらず、都政改革という戦略のもとに都民を結集することができなかつた結果である。とりわけ候補者の擁立をめぐる不手際・不決断はもとより、都本部、支持団体、市民・女性運動団体などとの合意を欠き、社会党ブロックの亀裂さえも招来したのである。今回もこれまでの都知事選挙の教訓を生かすことがで

きず、全国の選挙に悪影響を与えたことを厳しく反省し、次回の選挙に備えなくてはならない。

北海道、神奈川、大阪、福岡などの知事選と結合した選挙では好成績を上げている。個々の選挙区では厳しい情勢をほねのけ、推薦・女性候補の健闘などを含め新しい議席を獲得したところもある。われわれは議員三割増にふさわしい新しい候補者擁立に努力した全党の積極的な姿勢を評価する。だが全体としては、議席数、得票率ともに大幅に後退し政権を担う党としての存在意義まで問われる危機的状況に陥っている。この結果、中央・地方が一体となって、党的政策、運動、組織の構造的な欠陥にまでメスを入れた改革が迫られるうことになった。

三、何のための党改革なのか

7、われわれは政党と政治の現実に根強い不信と苛立ちを感じている国民の立場に立って、どうすれば日本の政治が良くなるのかを真剣に究明し、その文脈の中でわが党的改革論議を進めなくてはならない。国民は決して自民党的政治に満足しているわけではない。政策、政治の不公正、不条理、腐敗の数々に鋭い批判を持っている。しかし、国民の間には野党に政権をゆだねることには、より大きな危惧

(きぐ)がある。その結果、先進諸国の中では、日本にだけ政権交代の用意を整えた野党がいないという矛盾した政治構造が続いている。われわれは政権を担う二大政治勢力の緊張した対抗関係のもとで、議会制民主主義が日々の選挙区では厳しい情勢をほねのけ、推薦・女性候補の健闘などを含め新しい議席を獲得したところもある。われわれは議員三割増にふさわしい新しい候補者擁立に努力した全党の積極的な姿勢を評価する。だが全体としては、議席数、得票率ともに大幅に後退し政権を担う党としての存在意義まで問われる危機的状況に陥っている。この結果、中央・地方が一体となって、党的政策、運動、組織の構造的な欠陥にまでメスを入れた改革が迫られるうことになった。

8、われわれは党活動のすべてを政権交代・政権獲得という戦略目標のもとに展開する。このため政策、運動、財政、組織、人材などすべての党活動の脱皮と再生を進める。政権を担う党は国政に重大な責任を負わなければならぬ。党的属性ともなつてきている「抵抗政党」から脱却し、国の政策決定過程に積極的に参加して、政権を担う責任政党としての存在を示す必要がある。その基本は、党が政権を担つた際の政策と目標を基準に、対抗政党と政策を競い合い、その基準に一步でも沿うものとは大胆に協調し、その障害となるものとは鮮明に対決して、国民の選択を問うことである。影の内閣は、政権獲得への意思を内外に示すとともに、内外情勢の変化や国民意識の進展を踏まえたスピーディな政策

立案、立法活動を進めるために設置される。

これを通じて国会の論戦を深め、政策を競い合ひ、党の政策能力の質の向上を促すことが必要である。

9、われわれは、今日的な視点からともに政権獲得をめざす国民多数派を形成する。現在の自民党は企業、生産の側のニーズ（必要性）に立った政策と政治を開いており、党はこれに対し、旧来の対抗関係にとどまらず新しい対抗軸として消費者・生活者のニーズを前面に見える。そして、国民・有権者レベルでの反自民ブロックの形成に努める。消費者・生活者の必要性と欲求は、わが国の経済や生産システム、商品の流通過程に至るまで大きく変え始めており、今日、社会改革の力強い推進力となっている。いま、党には「いかに国民の声を聞くことができるか」が問われており、この姿勢を鮮明にすることによって、消費者・生活者とともに政権づくりを進めるための信頼関係を創りだす。

10、われわれは、政権を担う党としての政治勢力の形成を目標に、相互の自立を保ちつゝ日本労働組合総連合会との間に、一段と緊密な関係を構築する。政治理念や路線の一致を決定的な結合の動機とみなす時代は過ぎ去っている。今日では労働者の生活・制度闘争の推進と展開のなかに、党と労働組合の信頼関係の構築を見いださなくてはならない。従つ

て、労働組合の「機関決定による社会党支持」のみに依存・安住することは許されない。党は「連合」の政策・制度要求を全体として受け止めていく政治勢力の形成を急ぐ。「連合」の発足は、日本の社会民主主義勢力の総結集への可能性を切り開いたにもかかわらず、それに対応すべき政治勢力の結集・再編が大きく立ち遅れている。これが「連合」運動の進展を妨げる側面となっており、党は社民勢力総結集に向けてあらゆる努力を払う。

11、われわれは連帶・参加・民主主義を推し

すすめ、政権を地域から支える強大な党の建設に挑戦する。今回の選挙を通じて地域の住民、市民運動をはじめ女性が主役となつたさまざまな社会活動の分野に党の接点があまりにも弱いこと、とくに県都など大都市部での党の基盤の弱さが露呈された。しかも、県評、地区労の再編のなかで、それが一層加速化している。従つて、党の支持基盤を固め、より国民的に広げていくことが党改革の焦眉の課題である。党は本格的な党勢拡大運動に取り組むとともに議員後援会活動を強める。社会の変化、変動のもとで新しい格差と不公正が広がっている。これに抗してさまざまな住民・市民組織が生まれている。また、多様な余暇活動も自主的にすすめられてきている。党は、これらの諸活動を把握して地域政策を住民・市民と共に作業でつくりあげ、ネット

四、社会党はいま、かわる

(1) 国民の目に見える活力ある国会へ

12、現実の政治の舞台で、政権交代可能な責任政党としての党の存在感を国民に示すため、国民に開かれた信頼される政治の実現に向けて国会改革を徹底するとともに、まず党として国会対策委員会をはじめとする国会活動の方針を全面的に見直し、可能な分野から改革に着手する。その一つは、「密室政治」「国対政治」という批判に応え、ガラス張りの政治を実現することである。このため、国民が疑問を感じる問題については、すべて党の見解と経過を公表することとし、与野党国対委員長会談などの公開をめざす。二つは、年功序列の排除である。予算委員の配置をは

ワークする。市民意識に沿った運動や消費者と生産者が連帯した運動を提示し、その政治代表としての役割を果たさなければならない。このため、地域での運動のあり方を総点検し、情報化社会の進展に見合った新しい活動を創りだす。党は高度情報化社会にふさわしい政党として、消費者・生活者のニーズを科学的に分析し、効果的な政策立案、候補者擁立、コミュニケーション計画、組織運営などを図るため「マーケティング・マネジメント」(経営総合戦略)を導入する。

じめ常任委員会、特別委員会など適材適所、人材育成の観点で全面的に見直す。三つは、政策形成のプロセス、決定の明確化である。このため從来の部会、政策委員会、特別委員会、各種プロジェクトなどの整理統合、政策論議への参加の保障をすすめる。四つは、国民に見える国会の実現である。このため、まず予算委員会における与野党党首討論の実現などをはじめとする国会論戦の充実、少數意見の尊重など慣例にとらわれない国会運営の活性化をめざす。以上の改革を通じて国民の政治不信を解消し、国会の権威を高める。

13、政務重視の党運営の確立と国会議員団の権限、機能の強化と責任体制の明確化を図る。このため、第一に、国会活動を中心とする政務に関する方針決定の権限は中央執行委員会から国会議員団に移す。これに関連して、中央執行委員会との責任事項の調整をすすめる。

第一に、国会議員団の意思決定のため、中央執行委員長の主宰のもとに定期および必要に応じて両院議員総会を開催する。両院議員総会長は中央執行委員長が兼ね、代議士会、参議員総会の機能の強化を図る。第三に、政務に関する審議、決定の機関として議会内に総務会を設置する。総務会は三十人程度とし、国会議員の意思を公正に反映できるよう選出基準は別に定める。総務会の運営には書記長を責任者に、代議士会長、参議院議員会長、政

策審議会長、国対委員長、参院国対委員長が加わる。政策審議会長、国会対策委員長は両院議員総会で選び、大会で報告・承認する。

14、政策の調査研究、立案は政策審議会が全面的に担当することとし、政策に関する議案は政策審議会の意思決定を受けて総務会が承認し、党議となる。政務の改革に伴って政策審議会の強化を図るとともに、機構を抜本的に改める。

15、シャドー・キャビネット（影の内閣）としての議会委員会を発足させる。影の内閣は、第一に現行の党規約を基本に影の内閣を形成する段階、第二に規約改正を含むさらなる発展の段階、第三には政治勢力の連合による影の内閣の段階の三つの段階を展望してすすめる。

議会委員会の委員長（影の首相）は中央執行委員長があたり、それを補佐する副委員長（影の副総理）をおく。議会委員会の委員（影の大臣）は影の首相が指名し、政策審議会の機構を改編して内閣機構に見合う責任体制を確立する。影の大臣である責任者と副責任者（数名の影の次官）を中心にチームで政策活動を展開する。この機構を中心的に強力な事務局体制と専門家の参加で政策の研究と立案を行なう。以上の展望のもとに、まず政策審議会の主要な分野に「シャドー・キャビネット委員会」を設置し、それぞれの分野について

策審議会長、国対委員長、参院国対委員長が協力、事務局と特別の予算措置を講じて政策の研究・立案をすすめる。

（2）基本政策の具体的な展開

責任者、副責任者を中心に有識者、専門家の協力、事務局と特別の予算措置を講じて政策の研究・立案をすすめる。

16、二十一世紀に向かって、世界も日本も大きな変ぼうを遂げつつある。八〇年代後半のソ連、東欧の民主化に始まる世界史的な激動は、全世界の人びとに、新しい世紀の到来を予感させた。この民主化を背景とした米ソ軍縮の進展、冷戦構造の崩壊を告げたマルタ会談の成功、ベルリンの壁の崩壊や東西欧州を包括する「パリ憲章」などは、まさに人類史的・文明史的な大きな意義をもつものである。アジア・太平洋地域は、ヨーロッパとは異なる複雑な要素と条件があるものの、中ソ関係の正常化、韓ソ国交樹立、中韓経済関係の発展、南北朝鮮の対話・交流の進展、日朝政府間交渉の開始、国連中心のカンボジア和平の進展など、新しい国際環境が醸成されつつある。

とりわけ、冷戦構造の終焉は、日本の戦後秩序を規定してきた国際的条件の根本的变化を示すものであり、中立・非同盟のもとにわれわれが主張してきた諸政策は、国際関係の進展を踏まえて発展させ、新たな国際秩序を模索しなければならない。すなわち、それは①人類共同体②共通の安全保障③国連中心な

ど、日本と世界の新しい国際関係の確立をめざすことである。

国内的にも変化・変動がすすみ、政治的・社会的な新しい枠組みが求められている。軍縮と国際的貢献をめざす新時代の外交の展開にとどまらず、自然と人間との共生をめざす地球環境問題、ボーダレス化を背景にしたグローバルな対応としての産業政策の確立はじめ、高齢化・高学歴化・高度情報化の進展など、今日的な国民的ニーズに対応した経済・社会政策、とりわけ二十一世紀に向けた「新社会像」の確立が求められている。

われわれは、以上のような内外情勢の大きな変化と政権戦略のもとに、今後の基本政策の具体的な展開にあたっての枠組みと方向をここに提示する。

17、日米安保条約の性格も冷戦構造がもたらしたものである。一九六〇年の安保改定は冷戦体制が深まるなかで、中国封じ込め、ソ連包围の米世界戦略の一環にほかならず、さらにはベトナム戦争への協力を通じて日米安保体制は「アジア安保」「核安保」へと変質・拡大した。党は六〇年安保闘争で中心的な役割を果たし、「護憲・民主・中立の政権」を追求し、その過程で浅沼委員長を喪うしなつた。日米安保は軍事・経済の両面を内包する相互条約であり、かつ国連の平和維持機能が確立するまでの過渡的な二国間条約である。

しかし冷戦構造が終焉（じゅうえん）した今日、NATOが脱軍事・政治同盟化の方向にあるのと同様に、日米安保の軍事的役割は大きく低下させなければならない。とりわけ冷戦後のグローバル時代に照應して、ガイドラインに象徴される日米安保の軍事的機能をチエックしつつ核軍縮・非核三原則、日米共同作戦の中止、米軍基地の縮小・撤去などをすすめる。

われわれは、日米安保条約の存在を直視し、運用にあたっては日米関係を重視しつつ、軍縮の時代にふさわしい対応を推進し、安保条約を必要としない国際環境づくりに努める。とりわけアジア太平洋地域の平和・軍縮を促進し、地域的な国際安全保障体制の構築をめざし、安保条約をそこへ包摂していく。この場合、いかなる霸權も、容認されるべきではない。

18、自衛隊の発足と肥大化の過程も冷戦構造の展開と表裏の関係にあつた。しかし、世界の情勢は冷戦からデタントへと移行しており、湾岸戦争にみられる地域紛争の発生が懸念されるものの、日本国憲法の非武装の理念を具現化する情勢が生まれつづる。われわれは主権国家に固有の自衛権を否定しない。自衛権の行使は、できるかぎり軍事的手段によることなく平和外交、経済的貢献、文化・科学交流など総合的政策によるとの認識に立つ。

しかるに歴代政府による憲法の拡大解釈によって、いまや自衛隊は巨大な軍事力をもつようになり、アジア諸国からも警戒の念が表明されている。

われわれは四十年にわたる自衛隊の存在を直視する。現在の自衛隊の実態は違憲であるとの認識に立って、世界の軍縮潮流に対応して防衛計画を改め、防衛費の増大を抑え、計画的に削減して軍縮を実行する。このためシビリアンコントロールの強化と相まって、自衛隊のあり方としては、領土、領空、領海の保全に任務を厳しく限定して、集団的自衛権を認めず、周辺諸国に脅威を与える攻撃的兵器の保持・計画を見直し、軍縮への努力を開拓する。また、自衛隊組織の国土警備隊（仮称）などへの改編をすすめ、国連の平和維持活動、国内的・国際的災害救助活動に参加させ、世界の平和と安全に貢献する。この努力の過程は日本国憲法の理念を具現する道筋である。その立場で「防衛計画」「国際協力計画」を立て、その実施に向けて政策展開を図る。

19、朝鮮半島政策の原点は、戦後の冷戦構造の展開に先立つ三十六年間にわたる日本の植民地支配に根ざす問題である。一九六五年の日韓基本条約の批准は、冷戦構造を背景に南北朝鮮の分断固定化と朝鮮民主主義人民共和国を認めないと立場から、党は

「日韓条約不承認宣言」を声明した。しかし、冷戦後の本格的な南北対話・交流の進展、日朝三党共同宣言に基づく日朝政府間交渉の開始を踏まえ、日韓基本条約については、同条約第三条に規定する大韓民国の主権の及ぶ範囲は南半球に限定され、かつ第二条に関連する日韓併合条約は当初から無効との認識のもとに認める。日朝の国交樹立に向けては三党共同宣言の原則を踏まえつつ積極的に対応する。党は、南北朝鮮の自主的平和統一を支持し、その過程で暫定的に「二つの政府」が存在することを認識するとともに、南北朝鮮との均衡ある交流をすすめ国連加盟を支持する。20、経済活動を支えるエネルギー政策は、安全性、環境適合性、省資源、経済性を考慮し、多様化、地域分散化、ソフトエネルギー、新エネルギーの開発などの観点まで総合エネルギー政策の確立をめざす。稼働中の原子力発電については、①経済・産業のエネルギー源として一定の比率を占めている現実、②スマイル島、チエルノブイリ事故にみられるように、不測の事故への不安が完全に解決されていない現実、③化石燃料への依存も地球環境問題にみられるように多くのリスクと限界があるという現実、などを直視して対処する。このため当面は、原発情報の全面公開、事故防止、避難対策の住民への徹底をはじめ原発の安全確保に最大限の努力を注ぎつつ、

脱原発を基本とする総合エネルギーの研究開発を促進し、「原発なき日本」をめざす。また化石燃料のリスクに対応するため地球環境・資源保護政策の積極的な展開を図る。

(3) 政権を担う党務機構の確立

21、われわれは、政権交代・政権獲得という新たな決意に燃え、中央本部・都道府県本部、国会議員団、自治体議員団を含む全党の合意のもとに、強大な党建設を推進する。国民・有権者のニーズの多様化、党支持基盤の変動などのなかで、とりわけ、高度情報化社会の進展に対応しうる新しいシステムが求められている。このため、党中央は、情報の発信と同時に、情報の収集・分析に習熟し、企画と意思決定、政策と運動づくりの基礎を提供するなど、情報社会に生きる政党としてのシステムと機能を確立しなければならない。

党本部はこれまで、効率的な党運営を図るために、大局制導入などの機構改革に取り組んできた。しかし、各局ごとの縦割り作業への慣れや複数局にまたがるテーマの増大などで十全に機能しなかった。この教訓を踏まえ、党務機構の集中的・効率的な改革を行う。22、具体的には次のような改革の目標を掲げる。第一は、社会構造の変化と新しい国民レベルに対応した新しい運動を推進していくための本部機構の確立である。反核・平和、環

境、人権などの草の根からの市民運動も、さまざまな個別課題と結合して広がりをみせている運動の現実に対応し、それぞれの運動団体の政治代表となる党を築くため、運動部門の総合化を図る必要がある。第二は、さまざまな集団、階層との接点を広げるための政策活動の強化である。このため各運動部門で推進してきた政策分野の活動は政務に統一してすすめる機構の確立である。シャドー・キャビネットと連動した「国民議会」運動も起こさねばならない。第三は、党員・協力党員・新報読者を飛躍的に拡大するための九〇年代組織戦略を確立し、組織、機関紙部門の強化である。このため、来年の参議院選挙に向け、支持単産・単組をはじめ、各種団体への働きかけによる二千万の支持者名簿を獲得し、その管理の全国の一元化を図るとともに、これを地域に根ざした党づくりに生かすなどの多角的な組織建設をすすめる。

第四は、大きな影響力を持つマスメディアから発信される情報を収集・分析するとともに党独自で国民・有権者の情報を収集し、分析し、政策立案と意思決定の基盤をつくることである。第五は、自前の資金、財政確立のため、新しい百万党運動による党員増をはじめ事業活動の改革などをすすめるとともに、政党に対する公的助成拡大を求めるとともに、党の支持者、支持団体などの協力を得て選挙

基金制度を本格的に確立することである。

23、今回の党改革は、政権へのアプローチと
いう明確な政治戦略のもとに、政権を担うに
足る党の確立をめざす。それは、政務・党務
の分離による責任体制を確立するなどの改革
にある。政務は、各部局の政策立案、立法活
動を一元化するとともに、国会活動に全面的
に責任を負う。党務は総務・企画・財政など
運営・管理部門のほか、政権を担う組織建設、
選挙対策、運動階層別団体対策・機関紙活動
などを中心に統合・集中化させ、効率的な運
用を図るものである。従って今回の改革は、
政務重視によって党務を軽視するものではな
く、両部門の新たな連動した関係の確立にあ
る。このため、現行の本部機構の再編成を行
なう。すなわち、現行の党務部門の一委員会
十六局を改編・発展させる。これに伴い、書
記局の再配置や人事制度の見直しを行なう。
また、全国の専従者を含めた書記の待遇・福
祉制度の改善、人事交流など懸案事項を解決
し、全党の活性化を図る。

五、むすび

24、今回の党改革論議の出発にあたって、党
改革委員会は、論議の分散化をふせぐために
「論点整理」を提示してきた。そして、いま、
ようやくにして全党論議は、党の新しいエネ

ルギーを引出す芽をつくりだすことができた。
これによって、国民の社会党を見る目にも新
しい期待が生まれつつあると確信する。この
新しい動きを来年の参議院選挙の勝利の態勢
づくりにいかさなければならない。この参議
院選挙は政権交代、政権獲得という党の政權
戦略の重大な節目であり、第一のハードルで
ある。われわれは、参議院選挙での党の勝利
にとどまらず、野党全体を勝利に導く選挙戦
略を打ち立て、本格的な選挙準備に直ちに入
らなければならない。党は、参議院選挙の政

治目標、選挙政策と国民的争点を鮮明に示し、
野党の再結集に向けた粘り強い努力を払う。
これを通じて比例区・選挙区を含む選挙協力
の拡大を追求し、政権交代をめざす二大政治
勢力の形成を図る決意である。

25、党改革委員会は、国民の“生の声”を聴
くため中央・地方の公聴会「提言を聞く会」
などを開催するとともに、広く意見を求めて
きた。そこでは、総じて国民の社会党を見る
目にはさめたものがあり、国民の支持回復に
は容易ならざるものがあるという厳しい現実
がつきつけられた。それゆえ、党改革は本腰
をいれ、国民の目に鮮やかに社会党は変わっ
たということを示さないかぎり、この国民と
の間の溝を埋めることができない。全党は、
こうした党の現状を直視し、この党改革委員
会の報告をしつかりと受け止め、徹底論議し、

改革の方針を確立して日々具体化を図り、日
本の政治を切り開く新しい社会党づくりに全
力を挙げることを改めて要請する。



資料



一九九一・六・五

長崎県の雲仙火山災害対策 についての緊急申し入れ

長崎県の雲仙・普賢岳の火山活動は、三日に発生した大規模な火碎流によって死者・行方不明者三六人を出すという大災害を引き起こしました。しかも、普賢岳の火山活動はいつこうに衰える気配を見せておらず、より大規模な火碎流や土石流の発生も懸念される。

また、避難をしている住民も島原市と深江町の一市一町で約二四〇〇人にのぼっている。住民の生命を守るために緊急避難態勢に万全を期すとともに、緊急状態が長期化してきていることに対応し、政府においても、住民生活の確保などのため対策を取られるよう、以下の事項を申し入れる。

記

- 一、人命尊重を第一とし、緊急避難体制のいっそうの確立を期し、住民の安全を確保すること。
- 二、災害救助法に基づく被災住民の医療・衛生対策、避難場所の確保、児童生徒の通学のための条件整備などに務めること。とくに、避難の長期化に対応し、早急に仮設住宅の建設に取りかかること。
- 三、「活動火山対策特別措置法」、「激甚災害に対処するための特別

の財政援助等に関する法律」を適用し、対策に万全を期すこと

四、雲仙・普賢岳の火山観測態勢の強化を図ること。

五、火山活動の長期化にともない、農業被害が深刻化していることから、営農維持のための融資、防災営農事業の実施など、万全の対策をとること。

六、長崎県・地元市町への財政援助を強化し、特別交付税の優先配分などに配慮すること。

一九九一年六月五日

内閣総理大臣
海 部 俊 樹 様
日本社会党中央執行委員長
土 井 たか子

一九九一・六・一一

長崎県・雲仙火山災害対策

についての申し入れ

長崎県の雲仙・普賢岳の火山活動は、三日に死者行方不明者四一人を出すという大災害を出した後、八日にも再び大規模な火碎流が発生、



梅雨時の集中豪雨にともなう土石流による災害の発生も心配されています。

また、普賢岳の火山活動もなお終息する兆しは全くなく、避難態勢

も長期化することが予想されています。これに伴って、避難されてい

る約一万人の被災者の皆さんのが避難場所の確保や医療・衛生対策、児童・生徒の通学のための条件整備などが緊急の課題となっています。

避難態勢の長期化に伴うこうした困難な事態を開拓し、人命を守り、被害を最小限に食い止めるためには、地元の島原市、深江町はもとよ

り、長崎県、国の文字どおり一体となつた取組みが必要です。

こうした立場から、政府においても以下の対策を緊急に取られるよう要請いたします。

記

- 一、人命を守り、長期の避難態勢を万全のものとするため、現地に政府、長崎県と島原市、深江町が一体となつた合同災害対策本部を設置し、政府も国土庁の幹部職員を常駐させること。
- 二、約一万人にのぼる避難住民の長期にわたる避難態勢を確立するため、仮設住宅の早急な建設、医療・衛生対策、児童・生徒の通学条件の確保などに万全を期すこと。
- 三、緊急避難態勢に万全を期すため、観測機関との連絡、住民への情報の伝達態勢を一層整備すること。

一九九一年六月一日

日本社会党中央執行委員長 土井 たか子
雲仙火山災害対策本部長 久保 亘

内閣総理大臣

海部俊樹 殿

一九九一・六・一

申し入れ

最近、コメ問題をめぐり政官財界からの「一部自由化」発言が相次いでいる。これは、三たびにわたる「コメの完全自給堅持」の国会決議を無視すると同時に、農民の願いや国民世論を踏みにじるものであり、わが党はこのような発言を断じて許すことができない。

また、これと軌合一にして農水省では、農地法、食管法を大改定し、企業の農業参加とコメの全量管理を見直すことを明らかにしているが、これは一連の「一部自由化」発言をバックアップする国内対策といえよう。

ウルグアイラウンドにおいて、アメリカは自国の過剰農産物の補助金付き輸出を棚に上げ、ECの補助金付き輸出を攻撃し、共通農業政策を変更させようとしている。そのために、まず日本のコメ市場解放を実現させ、その実績をもつてECに政策変更を迫ろうとしているのは明白である。

「コメの完全自給」は海部総理の公約でもあつたはずである。政府・自民党は一昨年、「牛肉・オレンジは自由化しない」という公約を反故にし、その後の参議院選挙において国民の厳しい審判を受けたことを思いおこし、わが国の農業の根幹であり、国民の基礎的食糧であるコメの市場解放をあくまでも阻止すべきである。

右、申し入れる

一九九一年六月一日

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

日本社会党コメの市場解放
阻止・農業再建闘争本部長

田辺誠

日本社会党農林水産局長

竹内猛

日本社会党農林水産部会長

村沢牧

内閣総理大臣

海部俊樹殿

一九九一・六・一一

申し入れ

右、申し入れる

一九九一年六月一日

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

日本社会党農林水産局長

竹内猛

日本社会党農林水産部会長

村沢牧

総務庁長官

佐々木満殿

第三次行革審の「緊急提言」最終案が先に明らかにされたが、この「提言」は農民や消費者などからの「コメ市場解放反対」の声に押されて、「部分解放」の明記だけは避けた。しかしその内容を見ると、

農地制度の見直しによる農業経営の大規模化や市場メカニズムの徹底など、明らかに「部分解放」を視野に入れたものとなっている。そして、これらの動きと連動する自民党有力者や財界からの「自由化容認」発言、さらには農水省による農政の「総合的見直し」などといった

「自由化」に向けての露骨な世論形成が推し進められており、農民の怒りと不安は頂点に達している。

これまで幾度も指摘してきたように、アメリカからの日本に対する「コメ市場解放」の圧力は、アメリカがECに対し共通農業政策の変更を迫る上で実績づくりのためであり、いわゆる「日米経済摩擦の解消」の役割は果たしない。

政府は、三たびにわたる「コメの自給堅持」の国会決議を守り、国民の基礎的食糧であるコメの市場解放をあくまでも阻止すべきである。同時に、人類共通の課題である環境保全型農業の実現に全力を尽くすべきである。

一九九一・七・二

悪い中山間地には特別交付金制度を創設するほか、有機農業転換奨励措置と土地改良費の農家負担軽減対策をはかること。

右 申し入れる

一九九一年産生産者米価等

に関する申し入れ

一九九一年七月一日

日本社会党中央執行委員長

土 井 たか子

コメの市場解放阻止・
農業再建闘争本部長

田 辺 誠

農林水産大臣

近 藤 元 次 殿

一九九一・六・一一

いま、日本のコメは、非常事態を迎えている。

ガット・ウルグアイラウンドにおける農産物交渉の混乱は、本来、アメリカとECの輸出補助金をめぐる対立であるにもかかわらず、あたかも日本のコメ市場解放が交渉の中心のように語られている。そして、もし市場解放が強行されれば、日本列島は過疎と過密の二極化の時代となるのは明白である。

いま、わが国農業にとって大事なことは、アメリカに追随することではなく、家族農業を守り、環境保全型・安全食糧生産の農業に変えていくことである。

このため、われわれは、政府に対し左記事項の実現を強く要求する。

記

一、コメの市場解放は、数次にわたる国会決議を踏まえ絶対におこなわないこと。

そのため、ガット交渉にさいしては、基礎的食糧の自給を基本にすえ、市場解放に反対すること。また、輸入食糧の安全性確保については、各国の食生活に見合う独自の厳格な基準を設けること。

一、一九九一年産の生産者米価については、農民の所得を補償し、再

生産が確保されるよう、米価の引下げはおこなわないこと。

一、水田の環境保全機能を経済的に評価すること。特に、生産効率の

一九九一年産生産者麦価並びに 麦作振興に関する申し入れ

わが国の麦作は、土地利用型農業の基幹作物であり、畑作及び水田転作の裏作作物として重要な地位を占め、その生産振興対策の強化が強く望まれている。

政府は、一九九一年産麦価及び麦作振興対策について左記事項の実現をはかるよう強く申し入れる。

記

わが国の麦作は、土地利用型農業の基幹作物であり、畑作及び水田転作の裏作作物として重要な地位を占め、その生産振興対策の強化が強く望まれている。

政府は、一九九一年産麦価及び麦作振興対策について左記事項の実現をはかるよう強く申し入れる。

る水準とし、現行水準を下回らないよう適正に決定すること。

一、土地利用型農業に果たす麦作の重要性にかんがみ、現行麦管理体制の維持を図ること。

一、国産麦の振興を図る観点に立った中長期の振興方向と生産目標を明確にすること。

一、国産麦の需要拡大、消費拡大、流通の円滑化対策を強化すること。

また、米・麦加工製品及び調整品などの輸入急増を抑制するため必要な施策を速やかに講ずること。

一、麦の品質改善のため、良質早生、加工適正品種の早期開発普及を図ること。

一、生産性向上及び良質麦の生産安定拡大を図るため、施設整備及び生産技術の開発普及ならびに用途別品種改良などの試験研究を拡充強化すること。

一、ビール麦の生産振興対策を強化し、契約基準数量の達成が図られるよう調整措置などを講ずること。

一、土地改良事業について、負担軽減対策を講ずること。また、農業生産資材価格の引き下げ策を講ずること。

右、申し入れる

一九九一年六月一日

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

日本社会党中央執行委員長

竹内猛

日本社会党中央執行委員長

村沢牧

農林水産大臣

近藤元次殿

一九九一・六・一二

林木育種場の再編整備計画

についての申し入れ書

政府・林野庁は、平成二年度から三箇年で林木育種事業について新たな方向で再編整備し、今年度はその一部を一般会計で一〇月一日より運営するため予算計上しているが、このほど、その具体的計画が固まつたとして関係団体に説明されている。

日本社会党はかねてより、林木育種事業は日本林業の発展にとって重要な事業であると同時に、今日環境保全が地球的規模で問題化されており、この研究普及は国際的な協力要請にもなっていることから、一層の充実について申し入れてきたところである。

しかし、この度の再編整備計画は、国有林野事業の新たな改善計画策定前に具体化したものであり、国有林野事業特別会計から一般会計に移管することについてはそれなりに理解できるとしても、いくつかの点において問題があると認識しており、この際、以下について申し入れする。

(1) 従来の五林木育種場・三支場を廃止し、四育種場を内部組織とする林木育種センターとし、三支場を事業場へと大幅に縮小した中央集中は、新たな要請に応える課題が大きくなっていること、本事業の性格や地域の要望からみても現場を縮小することは問題がある。

とりわけ、支場から研究業務を引き上げることは、その地方の研究課題を放棄するに等しく、現に行っている研究課題を継続し

て実行すること。

(2) 平成五年までに、特別会計職員を一般会計に移管することについて理解するところであるが、移管する職員の労働条件の確保という立場から、給与が下がるような事態は絶対避けるよう措置すること。

(3) 来年度以降の予算編成に当たっては、今後の育種事業の充実を図る立場から、前向きの姿勢でとりくむこと。

二 今後、営林署・担当区等の組織・機構の改組が行われる予定であるが、国有林の森林の充実、機構の発揮、地元サービスの向上、労働条件の維持向上に配慮し、地元や関係団体との十分な協議が必要である。こうした点をふまえ前向きに対処すること。

以上

一九九一年六月一一二日

日本社会党

林業対策特別委員会委員長 川俣健一郎

国有林野事業機構小委員会委員長 対馬 孝且
事務局長 清水 勇

林野庁長官

小澤普照殿

一九九一・六・一三

国連の平和維持活動（PKO）に対する国民の合意形成に関する申し入れ

国連の平和維持活動に対しわが国の参加の必要性とその方策については、昨年の国会において「非軍事・民主の分野に自衛隊の組織と切り離した組織を作つて参加する」という事で、概ね国民の合意形成が図られたと判断するが、その後の政府・与党的動きは、こうした方向で速やかに法制化に努力するのではなく、超法規的に掃海艇をペルシヤ湾に派遣し、更には、公然と「国際貢献に自衛隊を積極的に活用すべきである」等の論議の横行に見られるように自衛隊の強引な活用のみに力点がおかれ国会の意思と逆行する方向での検討が進んでいるやに見受けられ極めて問題である。

よつて政府は、今後の国際社会におけるわが国の貢献にとって、極めて重要な意義を持つ国連のPKOを中心とする活動にたいし積極的に参加する体制を整備するために、早急に国民の合意形成を行うよう以下の取り組みを直ちに行うべきである。

一、昨年の国連平和協力法案の審議の結果と「自衛隊とは別個に」という国民の意思を踏まえたうえで、早急に法案の作成を行うこと。

二、国際協力は国民合意が基本であり、法案の作成に当たっては既に具体的提案を行つてきている野党第一党であるわが党と十分な協議を行ふこと。

右、強く申し入れる

一九九一年六月一三日

日本社会党中央執行委員長

土井たか子

内閣総理大臣

海部俊樹殿

一九九一・六・二十五

談話

日本社会党

書記長 山口鶴男

一、本日、第八次選挙制度審議会は、小選挙区比例代表並立制のもとにおける小選挙区の区割り案についての答申を行つた。これは、さきに自民党が党議決定した自民党政治改革関連法案要綱骨子に基づく首相の諮問に応えてなされたものである。

今回の答申が審議会案によらず、自民党案に沿つて作成されたことは、政権党の利益を優先し、著しく公正を欠いたものであり、審議会の見識を問わざるをえない。しかも、十分な審議の時間がないまま強引に答申をまとめたことは極めて遺憾である。

二、定数は正を含む衆院選挙区の抜本改革にあたつての最重要課題は、各選挙区間の人口格差は一対二未満とすること、市区町村の区域は分割しないこと、飛び地にないこと——などであった。しかし、答申は、この審議会が自ら定め、かつ改めて再確認していた区割りの原則さえ放棄している。これは自民党の政治改革が政治腐敗

の防止、政治浄化などにあるのではなく、結局のところ自民党のための選挙制度改革を目的にしたものであり、しかも小選挙区制導人の口実にすぎなかつたことを如実に示している。

三、リクルート問題に端を発する政治改革は、清潔かつ国民に信頼される政治の実現に向けて、政治腐敗を一掃し、政治倫理を確立することが先決である。このため、わが党は企業、団体献金の全面的禁止と政治腐敗行為の防止に向けて公職選挙法、政治資金規制法の抜本改革と政治倫理法の制定を他野党の協力で次期国会に提案する。また、公正・公平な選挙制度の確立のため、緊急テーマとしての格差は正を国会決議に基づく中選挙区制のもとで実現し、あるべき選挙制度としては比例代表制を中心に早急に対案を提示し、国民合意を図る決意である。

談話

— 行革審第一次答申について —

日本社会党政策審議会

会長 伊藤茂

一、臨時行政改革推進審議会は、本日、「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第一次答申」を提出した。

答申は、豊かなくらしを実現し世界の中の日本として国際的責務を果たすことのできる行政にどのように改めていくか——という視点で基本的考え方を示したとしているが、この視点 자체は当然のこととして、その基本的考え方については同意しかねる部分が多い。われわれは、既に同一の視点から「もう一つの日本と世界——二二

世紀への社会経済転換計画」をまとめ、現在その改定作業にも着手しているが、答申はわれわれの考え方と異なり、現在のわが国の歪んだ社会・経済・行政の延長を前提としており、人間優先の経済と社会、世界を友人とする日本、公正・公平な行政は実現しないと考える。

二、答申のいう国際的責務は、米国を中心となつて支える国際秩序の支持を前提としており、貢献策として自衛隊の派遣を協調しているが、果たして世界の流れとアジア及び世界の友人たちの要請は答申の考え方とは必ずしも一致していない。

また、ODA改革を示しているが、われわれが国際開発協力基本法案で示している共生の観点からの諸国の自立、国民生活優先、地球環境保全などの視点において、また援助の改善において極めて不十分である。同時に、外交は国家と外務省の専権事項的発想も色濃く出ている。

三、答申のいう豊かな暮らしにおいては、福祉社会に向けての国の責務が欠落し、官から民へ、國から地方へのいわば転嫁の姿勢しか見られない。われわれは、民間活力の活用も分権も否定せず、推進すべきと考えるが、そのことは国の責任回避とは異なるものであり、答申の考え方では、高齢化社会への対応の一つ見ても国民福祉は万全とは言い難い。

また、答申は、地方自治体について国が権利を与えるものであるかに捉えており、財政基盤など必要な問題についてはなんら示していない。われわれは、答申の全てを否定するものではないが、歪んでおり、不十分なものといわざるを得ない。

一九九一年度予算概算要求

基準について（談話）

日本社会党政策審議会

会長伊藤茂

一、本日、閣議決定された九二年度予算概算要求基準は、新時代への展望を全く欠いており、五年連続で「経常的経費マイナス一〇%、投資的経費ゼロ（対前年度比）」を原則とする一方、防衛費等を相変わらず例外扱いで優遇したことにも象徴されるよう、「軍備重視・生活軽視型予算」の継続を企図したものであると言わなければならぬ。

世界情勢の激動が続くなか、連帯と協調、環境への思いやりなどを軸とした新たな価値観の確立が求められ、それに基づく新世界秩序の実現が要請されている今日、国内的には経済・社会の改革は言ふに及ばず政治的根本的な改革が求められているにもかかわらず、重要な政治課題である予算編成の手法をさえ転換できない政府・自民党には、新たな時代を切り開く意志も能力もないことは明白である。

一、生活と環境を重視した内需拡大が求められているが、前年度程度の増額に抑えられた社会保障関係費は言うまでもなく、教育・文化、労働、環境、農林漁業関係費など生活と環境に關係する予算が十分確保されているとは到底言えない。

そのなかで公共投資については、前年度に引き続き生活関連枠として一千億円が認められ、さらに新たに公共投資基本計画の達成に向け二千億円の「公共投資充実臨時特別措置枠」が設けられたが、

公共投資総体としては生活と環境の二一世紀を展望した社会づくりをめざした転換は実現していない。環境、森林、福祉、文化などを含む生活と環境を重視した新しい公共投資を推進するため、従来の硬直した公共事業費を含めて抜本的な改善を図るべきである。

一、防衛費については、軍縮・平和を積極的に進めるため軍縮計画を策定し、計画的に削減すべきであるにもかかわらず、従来通り優遇され前年度当初比二三六〇億円増額（五・三八%増）されたことは時代錯誤もはなはだしい。これでは、国際平和への貢献、国連協力をいくら協調しても、PKOなどへの自衛隊参加がアジア近隣諸国の人々の警戒を招くのは当然である。

また、ODAは単に増額を図るだけではなく、途上国などの国民生活の向上、自立的な経済発展に貢献し真の国際協力を実現するため、「国際開発協力基本法」を制定し、援助計画の策定と実施、フォローアップ体制を整備するとともに、国際紛争防止に配慮した措置の実施などを急ぐ必要がある。

一、従来通りの硬直的な予算概算要求基準の設定を改め、予算編成のあり方を抜本的に見直す時期に来ていることは明らかである。社会党は、生活と環境への思いやりを重視し、軍縮と国際平和の実現に対して積極的に貢献する九二年度予算をめざすとともに、予算編成の抜本的転換に今後とも全力をあげ、公平・公正で人と環境にやさしい社会の実現をあくまでも追い求めていく決意である。



「今日の焦点

選挙制度について

伊藤安博

リクルート獄から始まつた「政治净化のための 政治改革」が「選挙制度改革」の論議になつてしまい、その中で「小選挙区比例代表制（並立制）」とか「小選挙区比例代表制（併用制）」などの言葉が独り歩きしています。それぞれの制度についての理解が不十分なまま是非が論じられたり、制度解説を求める声も出てきています。こうしたことから、各制度の意義と相違について、簡潔に解説を試みることとします。

1. 「代表制」という考え方
選挙制度の理解には「代表制」の理解が不可欠です。

① 多数代表制

「小選挙区制」は、選挙区定数を一つし、選挙区内で最も得票の多い候補者を当選とする制度です。言い替えれば、選挙区内の多数意見だけを代表し、少数意

見は切り捨てる制度です。このような制度を「多数代表制」と言います。多数代表制には、他にも「大選挙区完全連記制」などの制度もあります。

② 少数代表制

時代が複雑化し、政党制が発達すると、選挙区内に第三の意見、第四の意見が組織化されます。選挙区の意見は「單純多數決」では捉えられなくなり、当選者も「相対多數の代表者」ではあっても

「絶対多數の代表者ではない」というケースが増えてきます。かくて多數決の原理によりながらも「少数意見の尊重」が民主主義たという考え方が登場します。

このように少数意見も反映できる選挙制度を「少数代表制」と言います。「中選挙区制」や「大選挙区単記投票制」、「制限連記制」などがその制度です。

2. 中選挙区制

① 日本で初めて導入された制度は「小選

③ 比例代表制

交通や通信が発達し、地域利害を超

て国民の価値観の多様化が進むと「少数意見の尊重」をさらに進めて国民のそれぞれの政治意思はそのまま忠実に議会に反映させるべきだという考え方があります。この考え方でできた制度を「比例代表制」と言います。比例代表制は国民の政治意思の多様性を前提とし、議会こそがその統合の場、全国民的な政治意思の形成の場と理解されます。この制度では原則として地域という考え方ではなく、国民意思を媒介するのは政党となります。ですから比例代表制は「政党制の成熟」を前提とする制度です。

④ 今日、多数代表制を採る国は英・米・仏・ソなど少数となり、少数代表制も日本などの限られた国の中のものとなつています。世界の選挙制度の主流は比例代表制です。自民党はこうした時代に「少数代表制」を「多数代表制」に回帰させようとしているわけです。時代錯誤の試みと言わねばなりません。

「選挙区制」でした。しかし第二回総選挙の結果、「小選挙区制は買収を容易にする」との理由で「中選挙区制」に変えられました。以来一時期を除いて六十年余の間、日本ではこの中選挙区制が堅持されてきました。

② 一般に、複数の選挙区定数に対して一人の候補者に投票する制度を「大選挙区單記投票制」と言います。ですから中選挙区制も大選挙区制の一つです。しかし

一般に大選挙区制の選挙区定数は一〇余（数十である）に対し、日本の制度は選挙区定数を「三・五」としています。このため、この独特的の制度を「中選挙区制」と呼びます。

③ 中選挙区制である衆議院選挙の定数は、戦後改革の中で「國勢調査に基づき五年ごとに見直す」こととされました。この考え方には、有権者の「投票価値の平等」を前提としたものです。その点で、単純な「少数代表制」から「比例代表制」へ一步近づいた制度と言えます。

④ しかし「定数是正」の意義を理解できません。その意味で、「国会決議に従つて現行制度における定数是正を急げ」という社会党の主張こそが正しい主張です。

す。こうした国民世論を踏まえ、国会でも「早急に定数是正を行なう」との決議との理由で「中選挙区制」に変えられました。以来一時期を除いて六十年余の間、日本ではこの中選挙区制が堅持されてきました。

⑤ 自民党や選挙制度審議会は「中選挙区制の廃止」を主張しましたが、その主張は、「中選挙区制では同一政党の候補者が相争う選挙のため、政策で争うより金で争う選挙になり、金権選挙を生む」ということにつきます。しかし「選挙に金がかかる」のは制度によるわけではありません。日本が中選挙区制になったのは「小選挙区制では買収が容易になる」からでした。小選挙区制の英・米でも「腐敗選挙」撲滅のために大変な苦労をしてきました。自民党の主張は論理のすり替えです。そうすると今日、「中選挙区制を変えねばならない」理由は何ら提起されません。その意味で、「国会決議に従つて現行制度における定数是正を急げ」という社会党の主張こそが正しい主張です。

が相争う制度は不合理だ」という主張をして聞けば、これは一理あります。中選挙区制のような「複数定数に対する単記投票制」は所属政党に関係なく候補者が相争う選挙で、政党制を前提とする制度ではありません。政党化が進んだ今日、しかしその場合は、政党制のあり方についての議論が先行すべきものです。対案を小選挙区制とするのでは、自分の言っている意味すら理解していないと言わざるを得ません。

3. 小選挙区制

① 今回の「政治改革」の論議の中で自民党が最初に提起したのが「小選挙区制」です。「小選挙区制の実現」は自民党的党是であり、これまでも繰返しその実現を狙つてきました。しかし野党の反対や国民的な総反撃で挫折してきたものです。そうした制度を「リクルート獄の反省」として出してくる自民党の良識を疑わねばなりません。

② 小選挙区制は、元來「地域代表」を選ぶ選挙でした。ところが政党制が発達してくると政党議席数が問題になつてきました。イギリスの経験では「小選挙区選挙による政党議席は政党得票比の三乗に比例する」と言われます。これを日本に適

用すると、自民党と社会党的得票比は通常約「二対一」ですから、議席比は「八対一」となります。他の野党的議席は限りなくゼロに近づきます。従って小選挙区制は、自民党が四割余の得票で九割の議席を独占する選挙制度と言えます。

③ 小選挙区制はまた「死票」の多い制度です。候補者が一人でも、理論的には「約五割」までの死票が生まれます。候補者が五人なら八割が死票になる可能性があります。これではむしろ国民の大多数の意見は議会に反映されない制度とも言えます。これもまた小選挙区制が現代的ではない理由です。

④ 自民党や選挙制度審議会は、先の参議院選挙では「定数一の選挙区でも社会党が勝った」ことを理由に「小選挙区制は与野党逆転による政権交代を可能にする制度」としました。しかし先の参議院選挙は、「自民党の失政」「社会党への国民の期待」「野党協力」などが相まつた結果です。そのことは定数一の選挙区だけではなく、「複数定数の選挙区」でも「比例選挙」でも社会党が躍進したことを考えればわかるはずです。もともと自民党的得票は五割未満ですから、野党に期待が集まつたときに完全な協力関係が作れれば「どんな制度ででも自民党に勝

てる」はずです。これを小選挙区制の特性のように言い、国民に過剰な期待をさせるのは自民党的党利党略です。

⑤ ついでに言及すると、選挙制度審議会は「比例代表制は多党制となり、必然的に連合政権が生まれ、政情が不安定となるので不適当」として「連合政権を否定」し、小選挙区制を模索しました。しかし世界の経験から見て、「連合政権は不安定」だという規定はあまりに一方的です。

同時に、この論理で野党が政権をとる手段としての「連合政権」を否定していることに留意されねばなりません。

⑥ 小選挙区制が理想的に機能してきたのはイギリスだと言われてきました。イギリスでは伝統的に勢力の拮抗する二大政党制が続いてきたため得票の分散化が起きたらず、多数決の原理が最も理想的に機能したからです。しかしそのイギリスでも、社民党的誕生により、今日では「小選挙区制の見直しの必要制」が語られるようになっています。

⑦ 多党制のフランスでも、かつて一度小選挙区制を放棄し、比例代表制が模索されました。今日再び小選挙区制が復活していますが、この小選挙区制には「二回投票制」という工夫がなされています。これは、第一回選挙で過半数得票者がい

ない時は「上位二者」で決戦投票を行ない、「よしまし」な候補者を選出しようとする工夫です。しかしながら導入する制度が「よしまし」議員を選ぶ制度というのでは理想的な制度選択と言えるでしょうか。

⑧ アメリカでも小選挙区制が有効に機能していると言われます。しかしアメリカは、大統領選挙などを除くと「政党制」が機能している国とは言えません。与野党が入り乱れて選挙区利害の実現に奔走しているアメリカの下院が日本の参考になるかは疑問でしょう。

4. 小選挙区比例代表制（並立制）

① 自民党内閣の「小選挙区制導入の是非」を示唆した諮問に対し、第八次選挙制度審議会が行なった答申が「小選挙区比例代表制（並立制）」です。この「並立制」は、衆議院の総定数を「小選挙区定数と比例代表定数」に分け、二種類の選挙を同時に行なおうとするものです。今日の参議院通常選挙の「選挙区選挙」を全て小選挙区制にしたものと考えれば理解しやすいでしょう。

② 審議会が小選挙区制を採らなかつたのは「小選挙区制では第一党に有利になりますが、そこで比例制を加味して「小選挙区制の行き過ぎ」を緩和し

ようというのが「並立制」です。しかし

この「並立制」は、かつて第七次の審議会で「本質的には小選挙区制と変わらない」として否定されたものです。その案を採用した審議会の見識を疑わねばなりません。

③ 審議会答申は「総定数を五〇〇とし、小選挙区に三〇〇、比例区に二〇〇の定数を割り振る」という案でした。この答申を受けた自民党は「総定数を四七一とし、小選挙区に三〇〇、比例区に一七一を割り振る」よう改変しました。「並立制」が「比例区選挙の併用で小選挙区選挙の行き過ぎを緩和しようという趣旨」であることを考えれば、この自民党案を容認した審議会は二重に不見識と言わねばならないでしょう。

5. 小選挙区比例代表制（併用制）

① ドイツの選挙制度に「小選挙区比例代表制（併用制）」という名前をつけたのは選挙制度審議会です。このネーミングが制度理解を妨げ、本質的に小選挙区制である「並立制」との区別を妨げています。従って私たちは「小選挙区比例代表制（併用制）」の呼び方をやめ、「ドイツ方式」とでも呼ぶようにすべきです。

② ドイツ方式の選挙でも比例代表選挙と小選挙区選挙を同時に行います。この点で一見「並立制」に似ていますが、政党議席は原則として「比例代表選挙」で決まります。ですから、ドイツ方式は「比例代表制のバリエーション」と言うべきです。

③ 同時に行われる小選挙区選挙の意義は「政党議席に誰を優先的に充当するか」という点にあります。通常の比例代表選挙では、参議院の比例選挙のように「政党が序列をつけた名簿」を用意し、その名簿順に当選者を決めます。これを「拘束名簿式」と言います。ところがドイツでは、まず小選挙区の当選者を議席に充當し、残った議席だけを用意した名簿で決めます。ですから、実はドイツ方式というのではなく、「拘束名簿式」に対する「ドイツ方式」というわけです。

④ ドイツ方式にも問題がないわけではありません。零細で比例選挙では議席がとれない政党でも、小選挙区に著名人を立てれば当選することができます。この議席はどうすれば良いでしょうか。またドイツでは総定数の半分の数の小選挙区を設けています。この結果、第一党的小選挙区当選者数は政党議席より「四～五

多くなっています。ドイツではこれを「超過議席」と呼び、定数外の定数として認めています。すなわち選挙の都度総定数が変わることになります。また、せっかく総定数を比例配分しても超過議席のために議席の割合が歪められます。ですから、これでは不合理だと指摘ができます。

⑤ ドイツ方式を日本に適用すると超過議席問題はさらに深刻になります。ドイツでは二大政党制が機能していますが、日本では与野党の得票の差が大きいため、小選挙区の当選者を第一党が独占することになります。この結果、三〇～七〇の超過議席が生まれるとのシミュレーションもあります。総議席の一割近くの超過議席が生じては、比例代表制と言えるかどうか問題です。

⑥ そこで小選挙区数を総定数の三割に抑えて超過議席問題を解決しようとしたの

この自民党案を昨今の与野党の得票率で換算すると、自民党の議席は「小選挙区で九割程度、比例区で四割程度」となり、合計で七割余という結果になります。確かに九割独占することになる小選挙区制だけの場合より独占率は緩和されます。が、憲法改正の発議すら三分の二でできるとを考えれば「九割の独占より七割の独占の方がましだ」という議論は成り立ちません。全野党が「並立制」に反対しているのは当然です。

が社会党の佐藤選対委員長案です。しかし反面、ドイツ方式が当選者決定に国民参加の機会を増やそうとしたものとすれば、その機会を狭めているという指摘もできます。比例原則の尊重と候補者の顔の見える選挙の両立はたいへん難しいものです。

6. その他の比例代表制

政党名投票の比例代表制を「国民に候補者の顔が見える制度とする」というのが昨今の検討課題です。この点でブロック単位、都道府県単位で比例代表制を実施してはどう提案もあります。
(いとう・やすひろ 政策審議会書記)



第120回通常国会（1991年版）

国 会 報 告

— 公約の実現をめざして
A5版・280頁・1100円（送料別）

[主な内容]

- ※ 第120通常国会を振り返って
「これまで」の社会党から、「これから」の時代への前進
- ※ 第120通常国会の特徴
国際貢献のあり方／消費税の緊急是正／91年度予算案の問題点と審議経過／育児休業法の成立、など
- ※ 社会党の政策と立法作業の解説
住宅基本法案／季節労働者特別措置法案／沖縄軍用地転用法案／リゾート法改正案／独禁法改正案／祝日法改正案、廃棄物処理法改正案などゴミ4法／情報公開法案、など
- ※ 全法案の審議経過、要旨、など
- ※ 付録資料として
全法案の審議日程、審議結果、各党の態度を網羅

編集後記

◆日本企業のモラルが問われている。商社、銀行、証券会社などで行われてきた数々の不正が明るみに出でてきている事実に多くの国民は怒り心頭に達している。特に、最新の四大証券会社が関係した、不正取引、大口投資家に対する損失補てん、さらには暴力団との癒着の実態等には企業の社会的責任はカケラほども見られない。こうした企業活動に対して国際的な批判が高まることも当然であろうが、それにして、ロッキードヤリクルート疑惑が、政・官・財をめぐる事件として大きな問題となり、その都度関係者は「二度と繰り返さない」ことを強調し、謝罪してきたが、その病根はまったく絶えていない。大蔵省は関係企業に四日間の営業自粛処分をしたと説明するが、「免許」を必要とする事業はそれだけ社会的な責任を負わされているはずである。それ故に欧米では企業が不正行為を行えば当然「免許取消し」があるとのことだが、日本では、大企業の免許取消しの処分など殆んど聞いたことがない。その理由に、監督官庁の幹部の多くが関連する企業に天下りをするという“癒着”的構造があるからだという。この指摘が不适当であると反論するなら、行政の側はそれなりの、記述を示すべきである。

そうでなければ国民は納得しないし、また、それこそ日本は、”異質の国”として世界から厳しいバッシングの対象となろう。

◆それにしてもクリクルート事件を契機に政治改革が叫ばれ、海部内閣もそのために登場して来たはずであるが、その行き着く先が小選挙区制を柱とする選挙制度の改革による自民党一党支配体制の強化とは恐れ入った。もつとも、この制度の改正が個々の議員の死活にかかわるため、「すでに国会決議されている定数是正ができるないでいる海部総理のもとでこの大改革などやれるはずがない。これは国会に提案するということで内閣の責任を示すことにより秋の総裁選での海部続投を狙うこと」高等戦術“ではないか」との下馬評すらある。いずれにしても国民の期待するクリーンな政治とはかけ離れた政治改革の中味ではある。

(H)

政策資料編集委員会

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	矢田部理
	石田武
	浜谷惇
	早川幸彦
	渡辺博
	佐藤敬治
	柏谷照美

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	矢田部理
	石田武
	浜谷惇
	早川幸彦
	渡辺博
	佐藤敬治
	柏谷照美

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	矢田部理
	石田武
	浜谷惇
	早川幸彦
	渡辺博
	佐藤敬治
	柏谷照美

委員長	伊藤茂
編集委員	松前仰
	佐藤敬治
	水田稔
	佐藤三吾
	矢田部理
	石田武
	浜谷惇
	早川幸彦
	渡辺博
	佐藤敬治
	柏谷照美

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円
送料 一部 五一円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821
又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888
日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

August 1991

No. 299

Foreword ; Tomiichi MURAYAMA, Vice-chairman of the Policy Board

Special Issue ; "Basic Direction of the Reform of the SDPJ"
— the Renewal of Politics and the Responsibilities of
the Party

Documents ;

Urgent Presentation to Prime Minister KAIFU concerning the Measures
to be taken for Mt. Unzen's Eruption Disasters
Presentation to the Agriculture and Fishery Minister concerning the
Producers Rice Price for 1991
Comment by General Secretary YAMAGUCHI concerning the Report of the
8th Election System Research Council

Others

Today's Focus ; The Election System Yasuhiro ITOH, the Policy Board

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

政策資料 8月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤茂

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)